

医療費限度額適用認定証

<限度額適用認定証とは>

わかりやすく言うと「医療費が高額になったときに、支払い額を一定のでストップしてくれる書類」です。

健康保険証の発行元に申請すると、1週間ほどで届きます。病院に提示することで、高額な医療費を軽減できます。最終的な支払額は高額療養費制度と同額ですが、一時的な出費を最小額で抑えられるというメリットがあります。

高額な医療費がかかりそうなきや、退院までに1週間ほど余裕がある場合は、早めに手続きすることをお勧めします。

医療費限度額適用認定証

70歳未満の方の区分

所得区分	自己負担限度額	> 多数該当 (※2)
① 区分ア (標準報酬月額83万円以上の方) (報酬月額81万円以上の方)	252,600円 + (総医療費※1 - 842,000円) × 1%	140,100円
② 区分イ (標準報酬月額53万～79万円の方) (報酬月額51万5千円以上～81万円未満の方)	167,400円 + (総医療費※1 - 558,000円) × 1%	93,000円
③ 区分ウ (標準報酬月額28万～50万円の方) (報酬月額27万円以上～51万5千円未満の方)	80,100円 + (総医療費※1 - 267,000円) × 1%	44,400円
④ 区分エ (標準報酬月額26万円以下の方) (報酬月額27万円未満の方)	57,600円	44,400円
⑤ 区分オ (低所得者) (被保険者が市区町村民税の非課税者等)	35,400円	24,600円

※ ※1総医療費とは保険適用される診察費用の総額（10割）です。

※ ※2療養を受けた月以前の1年間に、3ヵ月以上の高額療養費の支給を受けた（限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む）場合には、4ヵ月目から「多数該当」となり、自己負担限度額がさらに軽減されます。

注) 「区分ア」または「区分イ」に該当する場合、市区町村民税が非課税であっても、標準報酬月額での「区分ア」または「区分イ」の該当となります。

医療費限度額適用認定証

70歳以上75歳未満の方の区分

被保険者の所得区分		自己負担限度額	
		外来（個人ごと）	外来・入院（世帯）
① 現役並み所得者	現役並みⅢ （標準報酬月額83万円以上で高齢受給者証の負担割合が3割の方）	252,600円+（総医療費-842,000円）×1% [多数該当：140,100円]	
	現役並みⅡ （標準報酬月額53万～79万円で高齢受給者証の負担割合が3割の方）	167,400円+（総医療費-558,000円）×1% [多数該当：93,000円]	
	現役並みⅠ （標準報酬月額28万～50万円で高齢受給者証の負担割合が3割の方）	80,100円+（総医療費-267,000円）×1% [多数該当：44,400円]	
② 一般所得者 （①および③以外の方）		18,000円 （年間上限14.4万円）	57,600円 [多数該当：44,400円]
③ 低所得者	Ⅱ（※3）	8,000円	24,600円
	Ⅰ（※4）		15,000円

※ ※3被保険者が市区町村民税の非課税者等である場合です。

※ ※4被保険者とその扶養家族全ての方の収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がない場合です。

注) 現役並み所得者に該当する場合は、市区町村民税が非課税等であっても現役並み所得者となります。